

概要版

奈良県人権施策に関する基本計画

～ 豊かな人権文化の創造を目指して ～

2004(平成16)年3月

奈良県

1

基本的な考え方

基本計画の策定趣旨

奈良県では、「人権教育のための国連10年」県行動計画の最終年を迎え、引き続き「県民一人ひとりの人権が真に尊重される自由で平等な社会づくり」を着実に推進するため、行動計画の基本理念等を受け継ぎ、今後の人権施策の推進指針として、「人権施策に関する基本計画」を策定しました。

基本理念

人権とは、人間の尊厳と自由と平等に基づいて、豊かな自己実現を図っていくために、すべての人が持っている侵されることのない永久の権利です。

この計画においては、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」を目指すことを基本理念とします。

それは、県民一人ひとりが、他者や社会との関係の中で、個の尊厳が大切にされ守られる社会づくりを目指すもので、次の視点に配慮することが肝要です。

①個性や能力が発揮できる社会づくり

一人ひとりが、自分の個性や可能性を大切に、豊かな自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。そのためには、社会的身分、門地、人種、信条、性別等によって不当に差別されることなく、一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮する機会が保障されなければなりません。

②違いを豊かさとして認め合う共生の社会づくり

社会には、個性や価値観、民族や国籍などの多様性を認めず同質化を求めたり、同質なもののなかに違いをつくり出して排除する考え方があり、それが特定の人々に対する偏見や差別を生んでいる場合も少なくありません。

だれもが豊かに生きるために、互いの個性や特性を尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合う共生の社会づくりが重要です。

③自己の存在を確かめることができる社会づくり

人間は個人として独立した存在であると同時に社会的な存在です。生きる喜びや幸せも、支え合い共感できる豊かな人間関係の中にあります。

したがって、だれもが身近な関係だけにとどまらず、ボランティア活動や地域コミュニティづくり、生涯学習など社会的な活動への積極的な参加体験を通して社会とのつながりを強化していく取組が求められます。

さまざまな人々と出会い、交流する中で、自らの存在を社会的に意味あるものとして確かめ、自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくりが重要です。

基本計画の性格

- この計画は、今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、県のさまざまな施策の取組にあたっては、この計画を尊重し推進します。
- この計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定（地方公共団体の責務）に対応するものとします。
- 県民をはじめ国、市町村、関係機関、企業、NPO等の民間団体などに対して県の人権施策の基本方向を示し、それぞれの主体的取組及び協働による取組を促すものです。
- 社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



人権施策推進にあたっての基本的な姿勢

●人権尊重の視点に立った行政の推進

全部局が、豊かな人権文化の創造を目指し、「福祉」、「健康」、「安全・安心」、「環境」等のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行政の積極的な推進に取り組みます。同時に、職員一人ひとりは、人権を自分自身の問題として捉え、職務や研修を通して人権意識の高揚に努めます。

●人権教育・啓発の推進

①県民の自主性・主体性を尊重した人権教育・啓発の推進

県民一人ひとりが日々の暮らしの中で、人権を自分の問題として捉え直し、主体的に具体的な取組や実践につなげていくことが、豊かな人権文化を築くことへの第一歩になります。

そのためには、家庭・地域社会、学校、職場などあらゆる場において、日本国憲法、世界人権宣言や人権関係諸条約等の精神や内容を学ぶとともに、自他を尊重し、科学的・客観的なものの見方や考え方により、公正に判断して課題を解決していく技能と態度を身につけることが必要です。

県においては、県民自らが積極的に人権に関する学習に取り組むことができるよう、学習環境の整備に努めます。

②同和教育等の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進

子どもたち一人ひとりの現実から教育課題をとらえ具体的な実践を進めきた同和教育の営みや行政・教育・関係団体等有機的に連携して進めてきた取組は、今後も大切にしていかなければなりません。

これら本県で長年培われてきた取組を踏まえるとともに、国内外で展開されている多様な取組にも学び、差別を許さない意識の醸成や差別をなくしていこうとする態度の育成を図りながら、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展させ、さらに広く豊かな人権教育・啓発の推進に努めます。

●相談・支援に関する施策の充実

人権侵害を受けた人や人権侵害を受けるおそれのある人に対する相談・支援活動は、人権教育・啓発と並んで、重要な取組課題です。また、県民が自己実現のため主体的な活動に取り組めるよう、自立や社会参加を支援することも重要です。そのため、国、市町村やNPO等の民間団体との連携・協働を図りながら、相談・支援に関する取組の充実に努めます。

●国、市町村、関係機関・団体等との連携・協働

あらゆる機会や場を通じて、人権尊重の精神が基盤となった社会づくりを進めるため、国、県、市町村、関係機関・団体等が相互に緊密な連携を図り、協力体制を強化するとともに、行政、企業、NPO等の民間団体などがそれぞれの主体性を尊重しながら連携・協働の推進に努めます。



2 人権施策の 推進方向

豊かな人権文化の創造を目指して、「人権教育・啓発」及び人権問題に関する「相談・支援」を人権施策の基本的な柱として位置づけ、その積極的かつ効果的な推進を図ります。

I 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発については、県民が、その発達段階に応じ、家庭・地域社会、学校、職場その他のさまざまな場を通じて、人権尊重の精神に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の導入及び県民の自主性の尊重を旨として推進します。

その際、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチと、それぞれの人権問題の解決といった個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の精神についての理解が深まっていくことから、この両者に十分配慮しながら、その推進に努めます。

人権教育の推進

1 学校教育

日本国憲法、教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、すべての教育活動を通して、幼児児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高める教育を推進します。

具体的な推進においては、「一人一人の可能性を最大限に伸ばすこと」、「一人一人のちがいを豊かさとしてとらえること」、「一人一人のつながりを大切にすること」を基本的視点とする「人権教育推進プラン」（学校教育編）に沿って、取組を進めていきます。

- すべての学校教育活動における人権教育の推進
- 学びの習慣化と基礎学力の充実
- 実践的研究の推進と学習資料の充実
- 指導体制の充実
- 学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進
- 大学等における人権教育の充実・促進

2 社会教育

すべての人々の人権が真に尊重され、だれもが自己実現を図り、生き生きと生活できる生涯学習社会の実現を目指します。具体的な推進については、「人権教育推進プラン」（社会教育編）に沿って、取組を進めます。

- 家庭教育の充実
- 人権教育を進めるための指導体制の充実
- 主体的な学習機会の提供
- 効果的な教材の開発・整備
- 地域が一体となった人権教育の推進

人権啓発の推進

1 県民への人権啓発

県民一人ひとりが、人権を他人事ではなく自分の問題として捉え直し、基本的人権の尊重やさまざまな人権問題に関する正しい知識を習得するとともに、多様な価値観や考え方を受け止め、考え話し合っって問題を解決する技能を培い、これを日常の態度として身につけることができるよう、多様な学習機会の提供や効果的な手法などによる啓発活動を推進します。

- 学習機会の提供
- 身近なリーダー・指導者の養成
- 啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用
- 国、市町村、団体等との連携による啓発活動の充実

2 企業等への人権啓発

企業等がその社会的責任を自覚し、公正な採用を行うとともに、企業内において基本的人権に配慮した適切な対応が図られるよう、一層啓発に努めます。

- 企業内の推進体制の充実
- 企業内人権研修への支援
- 関係団体との連携
- 就職の機会均等の確保

特定の職業に従事する者に対する研修

人権にかかわりの深い職業に従事している者に対して、人権問題に関する理解と認識を深め、より確かな人権意識の涵養を図るため、人権に関する研修を積極的に推進します。

- ① 公務員 ② 教職員 ③ 警察職員 ④ 医療・保健関係者 ⑤ 福祉関係者 ⑥ 消防職員 ⑦ マスメディア関係者

II 相談・支援の充実

県民が、人権に関するさまざまな問題に直面したときに一人で悩むことのないよう、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動のできる体制を整備するとともに、問題の早期解決に向けた自立支援や一時保護等の取組の充実を図るなど、相談・支援に関する施策の推進に努めます。

- 相談窓口の整備と情報提供
- 相談員の資質向上・人材養成
- 相談機関相互のネットワーク化
- 自立への支援策の充実

4 推進体制



全庁的な推進体制の整備

この基本計画の具体的推進のため、全庁的な推進組織として「(仮称)奈良県人権施策推進本部」を設置し、部局間相互の緊密な連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

国、市町村及び関係団体等との連携

行政機関及び関係団体等が、それぞれの立場や役割に応じた施策を推進するとともに、相互の連携と協力体制を強化することにより、一層効果的・総合的な人権施策の推進に努めます。

ボランティア・NPO、企業等との協働の推進

ボランティア・NPO、企業等のそれぞれの活動を促進するとともに、行政とのパートナーシップを形成し、それぞれの役割や特性に応じた力を発揮するなど協働による取組を推進します。

3 分野別 人権施策の推進

同 和 問 題

「地対財特法」が失効しましたが、同和問題が解決されたと言える状況にはありません。「『同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である』という基本認識は、部落差別が現存する限り、変わることのない行政運営の基本でなければならない」とする2000（平成12）年の奈良県同和对策協議会建議を踏まえ、引き続き同和問題の解決に向けて取り組みます。これまでの同和行政の成果を大切にしながら、一般施策を有効かつ適切に実施するとともに、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。

- 教育の推進
- 啓発活動の推進
- 隣保館活動の活性化
- 産業・就労の取組

女 性

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

- 男女平等・対等を実現するための意識改革
- 意思決定の場への女性の参画拡大
- 女性のエンパワーメント促進及びチャレンジ支援
- 女性への暴力防止対策及び支援体制の整備
- 女性の身体的特性の尊重

子 ども

児童の権利の基本理念を定めた「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの人権の尊重及び保護に向けて取り組むとともに、子どもを安心して育てられる環境の整備を進めます。

- 子どもの権利の尊重
- いじめ問題等への取組
- 健全育成に向けての取組
- 教育相談体制の充実
- 人権を尊重した就学前教育の推進
- 児童虐待防止対策の充実

高 齢 者

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識・経験を生かし、高齢社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重され、豊かに生きられる社会の実現を目指します。

- 生きがいづくり事業の充実
- 啓発活動の推進
- 就労の機会の確保
- 高齢者の自立と社会参加の支援
- 高齢者の権利擁護の充実



障害者

障害のある人も障害のない人と同じように生活し活動する当たり前の社会を目指して、ノーマライゼーションの理念の下に、障害者の自立と社会・経済・文化その他のあらゆる分野への「完全参加と平等」に向けた施策を進めていきます。

- 啓発活動の推進
- 障害者の自立・社会参加の支援
- ふれあいの機会の拡大
- 障害者の権利擁護の充実
- 教育の推進

外国人

異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高めるなど県民の国際理解を促進するとともに、多様な文化・習慣・価値観等を尊重し、民族や国籍を越えて、人として尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される共生社会の実現に努めます。

- 教育・啓発活動の推進
- 日本語教育の推進
- 国際理解の推進
- 就職の機会均等の確保
- 生活情報等の提供
- 厚生援護・住宅問題への取組

HIV感染者・ハンセン病患者等

感染症などについての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症患者等が安心して医療を受けることができる医療環境の整備、社会の構成員として地域社会で生活しやすい環境の整備に努めます。

- 学校教育の充実
- 医療体制の整備・充実と医療関係者の研修強化
- 啓発活動の推進
- 自立・社会参加の支援

アイヌの人々

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ文化の振興や、長い歴史の中で培われ、伝えられてきたアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に努めます。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくし、これらの人の社会復帰に向けて、啓発活動の推進に努めます。

犯罪被害者等

被害者の立場やニーズを踏まえた支援活動をさらに推進していくとともに、県民に対しても、犯罪被害者の心情に配慮した行動がとられるよう啓発に努めます。

インターネットによる人権侵害

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、メディアリテラシーを身につけることができるよう、生涯を通じた学習活動を推進していきます。

その他

帰国した中国残留邦人とその家族への認識と理解を深め、早期に自立できるよう努めます。また、「性同一性障害」、「ホームレス」への偏見など、さまざまな人権に関する問題についても、多様な機会を通して、人権意識の高揚等に努めます。

奈良県人権施策に関する基本計画の体系

基本理念

豊かな人権文化の創造

すべての人々が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」を目指すこと。

基本的視点

- ①個性や能力が発揮できる社会づくり
- ②違いを豊かさとして認め合う共生の社会づくり
- ③自己の存在を確かめることができる社会づくり



豊かな人権文化を創造するため、総合的かつ効果的な人権施策の推進を図る。

基本姿勢

- ① 人権尊重の視点に立った行政の推進
- ② 人権教育・啓発の推進
 - 県民の自主性・主体性を尊重した人権教育・啓発の推進
 - 同和教育等の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進
- ③ 相談・支援に関する施策の充実
- ④ 国、市町村、関係機関・団体等との連携・協働

施策体系

人権施策の推進方向

人権教育・啓発の推進

- 人権教育の推進
 - ① 学校教育
 - ② 社会教育
- 人権啓発の推進
 - ① 県民への人権啓発
 - ② 企業等への人権啓発
- 特定の職業に従事する者に対する研修
 - 公務員、教職員、警察職員
 - 医療・保健関係者、福祉関係者
 - 消防職員、マスメディア関係者

相談・支援の充実

- ◆ 相談窓口の整備と情報提供
- ◆ 相談員の資質向上・人材養成
- ◆ 相談機関相互のネットワーク化
- ◆ 自立への支援策の充実

分野別人権施策の推進 (個別課題からの取組)

- ① 同和問題
- ② 女性
- ③ 子ども
- ④ 高齢者
- ⑤ 障害者
- ⑥ 外国人
- ⑦ HIV感染者・ハンセン病患者等
- ⑧ アイヌの人々
- ⑨ 刑を終えて出所した人
- ⑩ 犯罪被害者等
- ⑪ インターネットによる人権侵害
- ⑫ その他




行政はもとより、県民、関係団体・NPO等が、家庭・地域社会、学校、企業等あらゆる場において、豊かな人権文化の創造に向けて取り組む。

推進体制

- 全庁的な推進組織を中心に、部局相互の緊密な連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- 国、市町村、学校、地域社会、企業、NPO等との連携・協働により、人権に関する取組を推進する。

奈良県生活環境部人権施策課
 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
 TEL 0742-27-8716
 FAX 0742-27-8721
 E-mail jinkens@pref.nara.jp
 ホームページ <http://www.pref.nara.jp/jinken/>

 毎月11日は
 「人権を確かめあう日」
 7月は「差別をなくす強調月間」